

原規防収第120927002号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

北海道電力株式会社泊発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

北海道電力株式会社 取締役社長 川合 克彦から、平成24年9月27日付け北電原  
第128号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32  
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請  
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927002号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

北海道電力株式会社泊発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

北海道電力株式会社 取締役社長 川合 克彦から、平成24年9月27日付け北電原  
第128号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32  
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請  
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927003号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社東通原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年9月27日付け東北電原業  
第8号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法  
律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請があ  
りましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927003号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社東通原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年9月27日付け東北電原業  
第8号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法  
律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請があ  
りましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927004号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社女川原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年9月27日付け東北電原業  
第7号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法  
律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請があ  
りましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927004号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東北電力株式会社女川原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠から、平成24年9月27日付け東北電原業  
第7号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法  
律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請があ  
りましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927005号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第二原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する  
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年9月27日付け原管  
発官24第375号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭  
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可  
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927005号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第二原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する  
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年9月27日付け原管  
発官24第375号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭  
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可  
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。



原規防収第120927006号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する  
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年9月27日付け原管  
発官24第376号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭  
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可  
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927006号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する  
意見の聴取について

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己から、平成24年9月27日付け原管  
発官24第376号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭  
和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可  
の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927007号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社東海第二発電所核物質防護規定の変更認可に関する  
意見の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年9月27日付け総室発第87号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927007号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社東海第二発電所核物質防護規定の変更認可に関する  
意見の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年9月27日付け総室発第87号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927008号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社敦賀発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年9月27日付け総室発第88号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927008号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原子力発電株式会社敦賀発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男から、平成24年9月27日付け総室発第88号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927009号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

中部電力株式会社浜岡原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久から、平成24年9月27日付け本原原発第35号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927009号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

中部電力株式会社浜岡原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久から、平成24年9月27日付け本原原発第35号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。



原規防収第120927010号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

北陸電力株式会社志賀原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

北陸電力株式会社 取締役社長 久和 進から、平成24年9月27日付け原第80号  
をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第1  
66号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありまし  
たので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927010号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

北陸電力株式会社志賀原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

北陸電力株式会社 取締役社長 久和 進から、平成24年9月27日付け原第80号  
をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第1  
66号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありまし  
たので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927011号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年9月27日付け関原発第207号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927011号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年9月27日付け関原発第207号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927012号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社大飯発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年9月27日付け関原発第209号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927012号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社大飯発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年9月27日付け関原発第209号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927013号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社高浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年9月27日付け関原発第208号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927013号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

関西電力株式会社高浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠から、平成24年9月27日付け関原発第208号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。



原規防収第120927014号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

中国電力株式会社島根原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英から、平成24年9月27日付け電原運第  
96号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法  
律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請があ  
りましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927014号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

中国電力株式会社島根原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英から、平成24年9月27日付け電原運第  
96号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法  
律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請があ  
りましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927015号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

四国電力株式会社伊方発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭から、平成24年9月27日付け原子力発第  
12120号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和3  
2年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申  
請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927015号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

四国電力株式会社伊方発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
について

四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭から、平成24年9月27日付け原子力発第  
12120号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和3  
2年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申  
請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927016号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社玄海原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年9月27日付け発本  
原第74号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32  
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請  
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927016号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社玄海原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年9月27日付け発本  
原第74号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32  
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請  
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第120927017号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社川内原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年9月27日付け発本  
原第75号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32  
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請  
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927017号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

九州電力株式会社川内原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見  
の聴取について

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明から、平成24年9月27日付け発本  
原第75号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32  
年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請  
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。



原規防収第120927018号

平成24年11月9日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設核物質防護規定変更認可に関する  
意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年9月27日付け2012再核発第11号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第120927018号

平成24年11月9日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設核物質防護規定変更認可に関する  
意見の聴取について

日本原燃株式会社 代表取締役社長 川井 吉彦から、2012年9月27日付け2012再核発第11号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。